

労働者派遣法施行令等の一部改正について（概要）

1 趣旨

「緊急医師確保対策」（平成19年5月31日）に盛り込まれた医師不足地域に対する医師派遣システムについて、労働者派遣の形態によることも可能とすることにより、地域医療の確保に資することとするもの。

2 改正の概要

(1) 労働者派遣法施行令の一部改正

その業務の実施の適正を確保するためには業として行う労働者派遣により派遣労働者に従事させることが適当でない業務として定められている医師法第17条に規定する医業の範囲から、派遣就業の場所を「地域における医療の確保のためには医業に業として行う労働者派遣により派遣労働者を従事させる必要があると認められるものとして厚生労働省令で定める場所」とする医業を行う場合を除くものとする。

(2) 労働者派遣法施行規則の一部改正

(1)の厚生労働省令で定める場所は、次に掲げる場所とすること。

- ① 都道府県が医療法第30条の12第1項の協議を経て同項の必要な施策として地域における医療の確保のためには医業に業として行う労働者派遣により派遣労働者を従事させる必要があると認めた病院又は診療所（以下「病院等」という。）であって、厚生労働大臣が定めるもの
- ② ①の病院等に係る患者の居宅

※ ①の「協議」とは、都道府県が設ける「医療対策協議会」における協議のこと。国レベルの調整による場合及び都道府県レベルの調整による場合のいずれも、対象となる病院等（派遣先）は同協議会において選定されることとなる。

※ ①の「厚生労働大臣が定めるもの」として、個々の病院等を具体的に告示する。この際、都道府県医療対策協議会が認めた日、同協議会の名称及び派遣先となる期間を併せて告示することにより、医療法に定める医療対策協議会を通じた医師派遣システムによる地域医療の確保に必要な場合にのみ認められることを明らかにする。

3 施行期日

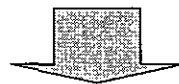
公布の日

労働者派遣制度における適用除外業務（案）

(1) 港湾運送業務 (2) 建設業務 (3) 警備業務（法第4条）

(4) 医療関連業務（令第2条）

- ① 医師の業務
- ② 歯科医師の業務
- ③ 薬剤師の調剤の業務
- ④ 保健師、助産師、看護師・准看護師の業務である保健指導、助産、療養上の世話、診療の補助および言語聴覚士、救急救命士、臨床工学技士、義肢装具士、視能訓練士、理学療法士、作業療法士、臨床検査技師、歯科衛生士、診療放射線技師、歯科技工士の業務
- ⑤ 栄養士の業務（傷病者の療養のため必要な栄養の指導に係るものに限る）
- ⑥ 歯科衛生士の業務
- ⑦ 診療放射線技師の業務
- ⑧ 歯科技工士の業務



ただし、医療関連業務については、以下の場合には労働者派遣が可能。

- ① 紹介予定派遣
- ② 病院、診療所等以外の施設（社会福祉施設等[※]）で行われるもの

※ 特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、身体障害者授産施設、知的障害者授産施設、乳児院、保育所等

- ③ 産前産後休業、育児休業、介護休業中の労働者の業務並びにへき地の病院等及び地域医療の確保のため都道府県（医療対策協議会）が必要と認めた病院等における医師の業務

※下線部が、今回追加を予定している部分。

派遣先となる病院等の定め方について

- 厚生労働大臣が定める病院等として、次のとおり、都道府県医療対策協議会が認めた日、同協議会の名称、派遣先となる病院等の名称及びその期間を告示することを想定。

(告示のイメージ)

適当と認めた日	医療法第三十条の十二 第一項に規定する都道 府県が設けた協議の場	病院等の名称	期間
平成〇〇年〇〇 月〇〇日	〇〇県△△医療対策協 議会	〇〇病院	平成〇〇年〇〇月〇 〇日から平成〇〇年 〇〇月〇〇日まで
平成××年×× 月××日	××県医療対策協議会	××医療セン ター	平成××年××月× ×日から平成××年 ××月××日まで
(以下略)			

【参照条文】

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律 (昭和六十年法律第八十八号)

第四条 何人も、次の各号のいずれかに該当する業務について、労働者派遣事業を行ってはならない。

- 一 港湾運送業務（港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第二条第二号に規定する港湾運送の業務及び同条第一号に規定する港湾以外の港湾において行われる当該業務に相当する業務として政令で定める業務をいう。）
 - 二 建設業務（土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの作業の準備の作業に係る業務をいう。）
 - 三 警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二条第一項各号に掲げる業務その他その業務の実施の適正を確保するためには業として行う労働者派遣（次節、第二十三条第二項及び第三項並びに第四十条の二第一項第一号において単に「労働者派遣」という。）により派遣労働者に従事させることが適当でないと認められる業務として政令で定める業務
- 2 厚生労働大臣は、前項第三号の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 労働者派遣事業を行う事業主から労働者派遣の役務の提供を受ける者は、その指揮命令の下に当該労働者派遣に係る派遣労働者を第一項各号のいずれかに該当する業務に従事させてはならない。

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）

（法第四条第一項第三号の政令で定める業務）

・第二条 法第四条第一項第三号の政令で定める業務は、次に掲げる業務（当該業務について紹介予定派遣をする場合、当該業務が法第四十条の二第一項第三号又は第四号に該当する場合及び第一号に掲げる業務に係る派遣労働者の就業の場所がへき地にある場合を除く。）とする。

- 一 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十七条に規定する医業（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院若しくは同条第二項に規定する診療所（厚生労働省令で定めるものを除く。以下この条において「病院等」という。）、同法第二条第一項に規定する助産所（以下この条において「助産所」という。）、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設（以下この条において「介護老人保健施設」という。）又は医療を受ける者の居宅（以下この条において「居宅」という。）において行われるものに限る。）
- 二 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第十七条に規定する歯科医業（病院等、介護老人保健施設又は居宅において行われるものに限る。）

- 三 薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）第十九条に規定する調剤の業務（病院等において行われるものに限る。）
- 四 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第二条、第三条、第五条、第六条及び第三十一条第二項に規定する業務（他の法令の規定により、同条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として行うことができることとされている業務を含み、病院等、助産所、介護老人保健施設又は居宅において行われるもの（介護保険法第八条第三項に規定する訪問入浴介護及び同法第八条の二第三項に規定する介護予防訪問入浴介護に係るものを除く。）に限る。）
- 五 栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）第一条第二項に規定する業務（傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導に係るものであつて、病院等、介護老人保健施設又は居宅において行われるものに限る。）
- 六 歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）第二条第一項に規定する業務（病院等、介護老人保健施設又は居宅において行われるものに限る。）
- 七 診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第二条第二項に規定する業務（病院等、介護老人保健施設又は居宅において行われるものに限る。）
- 八 歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）第二条第一項に規定する業務（病院等において行われるものに限る。）

2 （略）

○医療法（昭和二十三年法律第二百五号）

第三十条の十二 都道府県は、次に掲げる者の管理者その他の関係者との協議の場を設け、これらの者の協力を得て、救急医療等確保事業に係る医療従事者の確保その他当該都道府県において必要とされる医療の確保に関する事項に関し必要な施策を定め、これを公表しなければならない。

- 一 特定機能病院
 - 二 地域医療支援病院
 - 三 第三十一条に規定する公的医療機関
 - 四 医師法第十六条の二第一項 に規定する厚生労働大臣の指定する病院
 - 五 診療に関する学識経験者の団体
 - 六 大学その他の医療従事者の養成に係る機関
 - 七 当該都道府県知事の認定を受けた第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人
 - 八 その他厚生労働省令で定める者
- 2 前項各号に掲げる者の管理者その他の関係者は、同項の規定に基づき都道府県が行う協議に参画するよう都道府県から求めがあつた場合には、これに協力するよう努めなければならない。